

オーストラリア好利回りバランス・ファンド (毎月決算型)

追加型投信／海外／資産複合
愛称：レッツ豪（毎月）

作成日 2017年8月31日

ファンドの現況（ポートフォリオ構築）について（速報）

- 2017年8月28日現在のファンドの現況についてご報告申し上げます。
- 今後ともファンドのパフォーマンス向上をめざして運用してまいります。引き続き当ファンドをご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

ポートフォリオの現況①

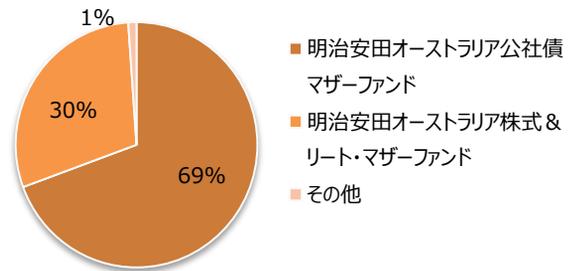
- 当ファンドは、2017年8月10日（設定日）より運用を開始しました。
- マザーファンドを通じたオーストラリアドル建て債券への投資では、オーストラリアドル建ての国債、州政府債、国際機関債および社債を中心にポートフォリオを構築し、マザーファンドを通じた株式および不動産投資信託（リート）への投資では、オーストラリアの証券取引所に上場されている株式および不動産投資信託（リート）を中心にポートフォリオを構築しました。
- 当ファンドのポートフォリオの現況は以下のとおりです。

（基準日：2017年8月28日現在）

マザーファンド組入比率

組入マザーファンド	組入比率
明治安田オーストラリア公社債マザーファンド	69%
明治安田オーストラリア株式&リート・マザーファンド	30%

※ 組入比率は純資産総額に対する割合。



明治安田オーストラリア公社債マザーファンド

債券組入比率	98%
組入銘柄数	22銘柄
複利利回り*	2.9%

※ 組入比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合。

明治安田オーストラリア株式&リート・マザーファンド

<株式>

株式組入比率	48%
組入銘柄数	50銘柄
配当利回り*	6.4%

<リート>

リート組入比率	48%
組入銘柄数	10銘柄
分配利回り*	7.0%

※ 組入比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合。

* 各利回りはあくまで基準日時点における組入銘柄の各利回りを加重平均した概算値であり、ファンドの将来の分配金の支払いおよびその金額や運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※ 上記の各組入比率は速報値（概算値）です。また、ポートフォリオ状況は変動し、今後の市況動向等により予告なく変更されます。

※ 出所：ファクトセット、ブルームバーグデータを基に明治安田アセットマネジメント作成

投資信託は、元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

※ 最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

ポートフォリオの現況②

(基準日：2017年8月28日現在)

明治安田オーストラリア公社債マザーファンド

(組入上位5銘柄)

銘柄	償還日	クーポン	組入比率
ビクトリア州財務公社	2022/10/17	6.00%	15%
ブリティッシュコロンビア州	2024/11/27	4.25%	8%
アフリカ開発銀行	2027/7/27	3.30%	8%
欧州投資銀行	2022/8/22	5.00%	7%
クイーンズランド財務公社	2026/7/21	3.25%	6%

※ 組入比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合。

明治安田オーストラリア株式&リート・マザーファンド

(組入上位5銘柄)

<株式>

銘柄	組入比率
ナショナルオーストラリア銀行	3%
ウエストパック銀行	3%
テルストラ・コーポレーション	3%
ハーベイ・ノーマン・ホールディングス	3%
ビラ・ワールド	2%

※ 組入比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合。

<リート>

銘柄	組入比率
ビシニティ・センターズ	8%
センター・グループ	7%
クロムウェル・プロパティ・グループ	6%
GDI プロパティ・グループ	6%
センチュリア・インダストリアル・リート	5%

※ 組入比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合。

※上記の各組入比率は速報値(概算値)です。また、ポートフォリオ状況は変動し、今後の市況動向等により予告なく変更されます。

市場環境

為替レート(豪ドル/円)とオーストラリア10年国債利回り

(期間：2015年12月末～2017年8月28日)



オーストラリア株式とオーストラリア・リート

(期間：2015年12月末～2017年8月28日)



※オーストラリア株式はS&P/ASX 300指数(配当込)、オーストラリア・リートはS&P/ASX 300 A-REIT指数(配当込)を使用しています。また、各指数は当ファンドのベンチマークおよび参考指数ではありません。

※上記はあくまでも過去の実績であり、将来の動向や運用成果等を示唆・保証するものではありません。

出所：ファクトセットのデータを基に明治安田アセットマネジメント作成

ファンドの特色

オーストラリア好利回りバランス・ファンド（毎月決算型）（以下、「当ファンド」ということがあります。）は、安定的なインカム収益の獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

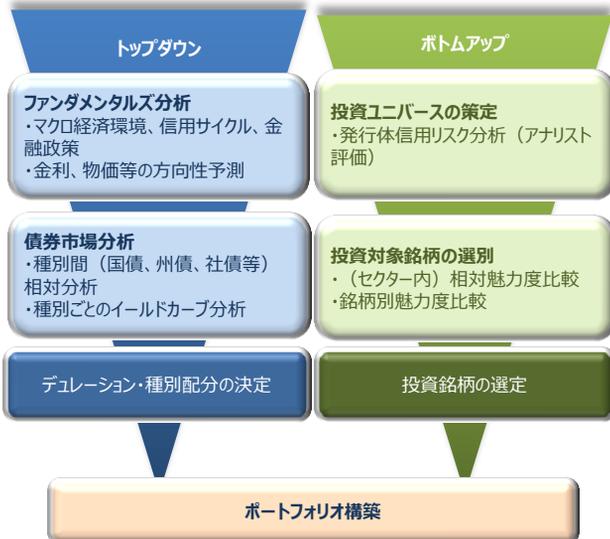
- 特色 1** 主として、マザーファンドを通じて、オーストラリアドル建て資産（債券、株式、不動産投資信託（リート））へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。
 - 明治安田オーストラリア公社債マザーファンド、明治安田オーストラリア株式&リート・マザーファンドを主要投資対象とします。
- 特色 2** 原則としてオーストラリアドル建て債券、豪州株式、豪州リートの各資産へそれぞれ純資産総額の70：15：15を基本に分散投資を行います。なお、資産配分比率は市場環境に応じて見直すことがあります。
 - 債券への投資にあたっては、オーストラリアドル建ての国債、州政府債、国際機関債および社債等を主要投資対象とします。原則として格付機関からBBB-/Baa3以上（およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断したものを含む）の格付けを付与された公社債に投資します。
 - 株式および不動産投資信託（リート）への投資にあたっては、主として、オーストラリアの証券取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含む）および不動産投資信託を含む投資信託証券を中心に投資します。
- 特色 3** 毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います。
 - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

※上記は、将来の投資成果等について示唆・保証するものではありません。

運用プロセス

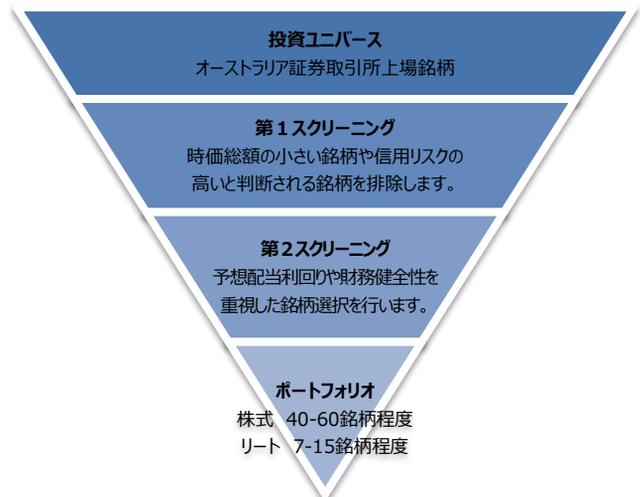
■ 明治安田オーストラリア公社債マザーファンドの運用プロセス

マクロ経済・債券市況・需給動向等の分析を行い、金利動向およびクレジット市場の方向性を予測し、ポートフォリオのリスク分析を行い、リスクをコントロールしつつ、運用戦略を決定・実行します。



■ 明治安田オーストラリア株式&リート・マザーファンドの運用プロセス

原則として豪州株式、豪州リートの各資産へそれぞれ純資産総額の50：50を基本に分散投資を行います。なお、資産配分比率は市場環境に応じて見直すことがあります。銘柄選定にあたっては、主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資を行います。



※上図は当ファンドの運用イメージ図であり、運用プロセスは今後変更となる場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

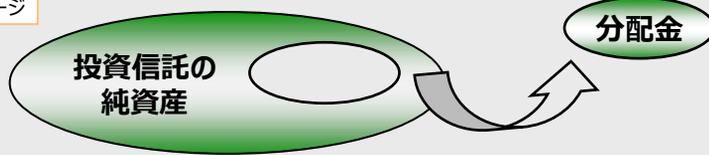
※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

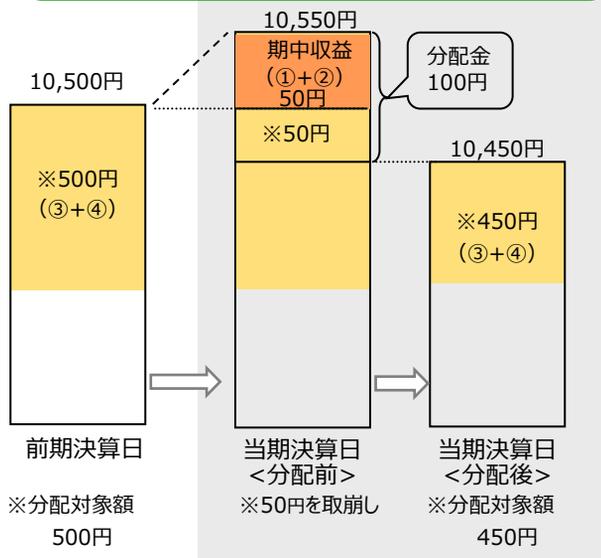


* 上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

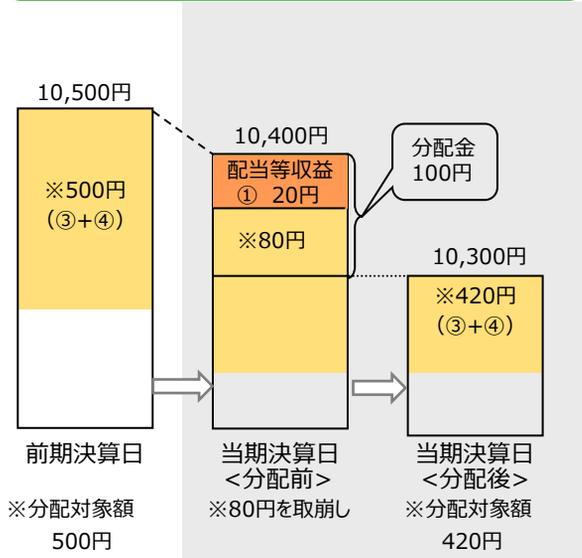
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

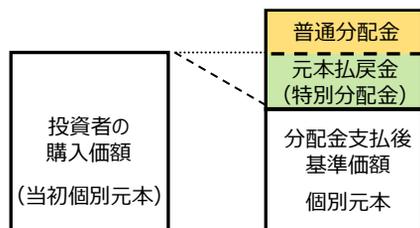


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

* 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

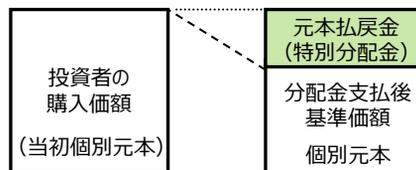
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。（特別分配金）

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書（交付目論見書等）」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

投資リスク

※詳しくは、最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■ 基準価額の変動要因

オーストラリア好利回りバランス・ファンド（毎月決算型）は、直接あるいはマザーファンドを通じて、海外の債券、株式および不動産投資信託（リート）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

株 価 変 動 リ ス ク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
債 券 価 格 変 動 リ ス ク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信 用 リ ス ク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
リ ー ト の リ ス ク	賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リートの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。 また、リートに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合など、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。 ※上記はリートの持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、すべてのリスク等を網羅したものではありません。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。



手続・手数料等

※詳しくは、最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入価額	①当初申込期間：1口当たり1円とします。②継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	オーストラリア証券取引所、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行休業日には、購入・換金の申込の受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2017年8月10日設定）
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日） ※ 第1計算期間の決算日は2017年10月10日とします。
収益分配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用																
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.16% (税抜2.0%) を上限として販売会社の定める料率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。															
信託財産留保額	ありません。															
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 年1.08% (税抜1.0%) の率を乗じて得た額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、信託財産中から支弁されます。															
	●運用管理費用（信託報酬）の配分															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率（年率）</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.4536% (税抜0.42%)</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.594% (税抜0.55%)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0324% (税抜0.03%)</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.08% (税抜1.0%)</td> <td>運用管理費用（信託報酬） ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table>	配分	料率（年率）	役務の内容	委託会社	0.4536% (税抜0.42%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価	販売会社	0.594% (税抜0.55%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	0.0324% (税抜0.03%)	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	合計	1.08% (税抜1.0%)	運用管理費用（信託報酬） ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率
	配分	料率（年率）	役務の内容													
	委託会社	0.4536% (税抜0.42%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価													
販売会社	0.594% (税抜0.55%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価														
受託会社	0.0324% (税抜0.03%)	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価														
合計	1.08% (税抜1.0%)	運用管理費用（信託報酬） ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率														
その他の費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0054%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただけます。※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。															

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の税率は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して ……………20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して ……………20.315%

- ※上記は2017年5月末現在のものです。
- ※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、詳しくは、販売会社へお問合わせください。
- ※法人の場合については上記と異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

その他

■委託会社その他の関係法人の概要

委託会社	明治安田アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号 加入協会：一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会 ファンドの運用の指図等を行います。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。
販売会社	（下表の販売会社一覧をご覧ください。） 募集の取扱い、販売、換金請求の受け付け、分配金・償還金・換金代金の支払い等を行います。

【販売会社】お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
証券会社	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	日本証券業協会/一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会/一般社団法人第二種金融商品取引業協会
		商品先物取引業者	一般社団法人日本投資顧問業協会
	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	日本証券業協会/一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

<当資料に関してご留意いただきたい事項>

●当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。●投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。●投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。●投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します（外貨建資産を組入れる場合は、為替変動リスクもあります）。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●当資料中に例示した個別銘柄について、当該銘柄の推奨または投資勧誘を目的としたものではなく、今後当ファンドが当該有価証券に投資することを保証するものではありません。●当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。なお、各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

- ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせください。
明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

 明治安田アセットマネジメント